

# 学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒が登校できない期間です。（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）

これらの感染症（下記参照）の可能性があって学校を休む場合には、学校へ連絡をしてください。また、診断の結果についても速やかな報告をお願いします。

医師の指示により、他へ感染させるおそれなくなった生徒を登校させる際には、「学校感染症による登校許可届」を保護者が記入の上、学校へ提出してください。

## 学校感染症の種類と出席停止期間

	疾患名	出席停止期間の基準
第一種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹がかさぶたとなるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	<u>その他の感染症は病院の医師が出席停止の指示を出したもの</u>  (例) <u>感染性胃腸炎・溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・ヘルパンギーナ等</u>
	急性出血性結膜炎	
	<u>その他の感染症</u>	

※その他の感染症で出席停止の扱いにできるのは、地域の流行状況などをふまえて、学校で集団感染のおそれがあると医師が判断した場合に限ります。その他の感染症に罹患した場合は、医師に出席停止の必要性を確認の上、学校にご連絡ください。